

奈良県立橿原考古学研究所編：大和国条里復原  
図一 大和国条里の総合的研究—地図編 吉川弘  
文館，1981年，B5判，117頁

## (1)

条里制研究史を研究の素材をもとにして大きく分けるならば、戦前及び戦争直後の1/600の地籍図による時代から、航空写真及びそれによって作成された1/3,000～1/2,500の都市計画図による時代へと変化していったとみることができる。また、町村合併を境として、それ以前の狭い村の役場を歩いて廻った調査の時代から、以前の蕭洒な町役場や市庁舎を自動車でまわる時代へと変化したともいえる。その変化の内容は、条里制の坪並復原に中心を置いた時代から、地割の分析へとみることでもできよう。坪並の復原に当っては小字地名はいうに及ばず、いわゆる俗称の田畑の地名が、いくつも歩いてまわる聴き取りから拾い出すことができたし、それが調査の楽しみを倍加させたことも事実であった。当時の村役場の調査は、すでに合併を経験していたものも、中にはあったが、それでもうす暗い役場の倉庫には古い地籍図作成の前段階の野取帖や明治7～8年頃の和紙に画かれた8畳敷にも及ぶ村の一筆一筆の耕地や宅地の記入のある地図が保存されていたし、どの役場でも村の事情に通じている生き字引きといわれる人がいて教えてもらえた。現在の広域化した市町村役場の1/2,500（または1/3,000）の都市計画図と航空写真では、小字地名を拾い出し、その境界を入れることはほとんど不可能になってきている。更に、最近では1/600の地籍図も、切絵図方式ではなく、合わされて地籍図集成に方式が変化してきているので、細かい小字地名や田畑の俗称は切捨てられている状況にある。行政上必要でないということがこのような事態をもたらした直接の要因ではある。戦前にはなかった航空写真を利用したマクロな地割形態とか、マクロな立場からみた逆の連続性の追求には、それなりの長所があるが、その反面において上述の短所があらわれたらといってよいであろう。

大和は条里制の典型的な地域であり、条里制の研究者にとっては一度は調査の対象地としなければ、条里制の全容を見失うおそれがあるといってよいほど重要な意義をもっている地域である。そのために大和の条里制を研究しようとして、心ならずも断念

せざるをえなかった苦い経験を思い出す条里制研究者は多いことであろう。それは大和は条里制の研究には余りにも広すぎたためであり、戦前の方法を以てしては容易に全体をカバーすることはできず、一部分では全体の組織が明らかに行かないというむづかしさがあったからである。それ故にこそ江戸時代の調査である北浦定政や明治時代の成果である関野貢の業績をもとにした研究に頼らざるを得ない面があったといえよう。また、後述するように、その故にこそこれまでにも条里の復原模式図においてさえ細部においては幾多の相違がみられることになり、基本的な問題でさえ必ずしも解決をみていないという状況にあったといわなければならない。

従って、戦前のミクロな方法を用いてマクロな地割論の立場から大和全体の条里制をみるということは条里制研究者の長い間の願望であり、悲願であったといっても過言ではない。本書は、上述の如く戦前の如きミクロな方法で戦後のマクロな立場からみた問題点を明らかにしようとしている点で大きな特色がある。また、この公刊はその題名の示すように細部の論議よりもまず大和の条里の復原を第一に考えていることである。その点で後述するように、現在論議の渦中にあるものや未解決の問題は敢て一つの論議の場とすることなく「解説」という形で整理するにとどめている。

このように復原第一主義をとったということは、これまでにも行おうとしてできなかった者、或はこれから行おうとしている条里制研究者に共通の、なにごとにもかえがたい資料を提供することになり、これからの条里制研究者の共通の広場を作ったという点において、戦後最大の意義を条里制研究史上にもつといて過言ではなからう。

## (2)

調査は、財団法人由良大和文化研究基金によって橿原考古学研究所のスタッフ秋山日出雄氏をチーフとし、古代学の岸俊男・和田萃、中世史学の永島福太郎、地理学の藤岡謙二郎・足利健亮・伊達宗泰の各所員に、研究所員以外の主として地理学の関西の条里制研究グループが協力して研究チームを構成して行った。

調査の成果は、113枚に及ぶ復原図（他に索引図1枚）と復原図の解説とからなっている。解説には

復原図作成の経過として調査方法が述べられた後に、大和国の総体としての条里復原と各郡の条里復原及び考察とからなっている。大和国条里の復原総説で特筆すべきことは、条里制の研究史ではよく紹介されていることであるが、中世においてどのように条里制が理解されていたかという問題に関して、洞院公賢の撰になる『拾介抄』をあげたあと、『大乘院寺社雑事記』文明11年（1479年）5月28日の条の尋尊の「松林院僧正旧帳之田図持来書写之」の記事、及び尋尊の「三箇院家抄」の「大和国田帳事」という大和国の条里制に関する当時の理解について紹介がなされていることである。

例えば、『拾介抄』が「条起<sub>レ</sub> 従<sub>レ</sub> 北行<sub>ニ</sub> 於南<sub>ニ</sub> 限<sub>ニ</sub> 卅六條<sub>ニ</sub>」の記事についても尋尊ははるかに明快に「条事一条ハ京内九條羅城ヨリ六町サカリテ、条立シテ四十ノ条以下ニイタル」として、大和の条里の条が南は四十条をこえて数えられていることをのべ、後でのべるように添上郡南条里の路東条里が路西の条とずれがあることをも、当時のべてすでに理解していたということは真に驚くべきことで、本書のこの紹介を契機として中世の条里制に関する理解についての論議の中で、『拾介抄』の理解がどうしてできてきたかが改めて問直されなくてはならなくなってきたと考えてよいであろう。

各郡の条里の復原では郡ごとの里名を「<sub>ニ</sub>里<sub>ノ</sub>名称一覧表」と「郡別条里区名称一覧表」が収録され、後者には史料出所が示されているので、共にこれからの研究に便利であろう。大和国の各郡条里の復原では郡ごとに条里区（同一システムによって呼称上の一まとまりをもった単位をこの著者は条里区と呼称している）ごとに解説がなされ、復原図をみる場合の注意事項も注記されており、それぞれ大和国の条里を利用して中世の地域を明らかにしようとする場合のこの上ない親切である。

最後の考察については復原によって考えられるいくつかの点のうちから、総括的な次の3つの点についてのべられている。①擬制条里の問題、②条里施行期の問題、③藤原京城と条里的開拓、がそれである。この検討は後に行うことにしたい。付表として「大和国条里復原資料一覧表」が収められている。これは復原作業を行うに当たって蒐集し使用した条坊及び条里の数詞坪名、固有名詞坪名とその出所史料名、年代及び現在の市町村名、大字名、小字名等が左京・右京別、郡別に一覧表にされている。これは

復原の論拠を明白にしているという点で、これからの利用ばかりでなく、将来の新出史料の追加があった場合にも、その基礎資料の点検が極めて容易にできるという配慮がなされている良心的な出版であるといえることができる。

### (3)

この条里復原図には1/2,500の都市計画図を1/2に縮小し、1/5,000の地図とし、この中に小字とその境界を緑及び緑の点線で、また、古文書特に中世文書に出る地名及び条里制による呼称復原が赤で記入され、更に22点に及ぶ絵図・土帳の残されている地域については、その範囲を赤の斜線で縁取りして示すと共に、坪の名称をも含めてこれら古文書・絵図関係のものすべてが赤字及び赤の点線で示されている。条里復原を行った結果の坪並については、坪の右上にアラビア数字で代表的なところを選んで記されている。従って、かつての庄園の範囲や現在の絵図・田図・土帳の範囲がどこまでであり、当時の地名が何と呼ばれ、それが現在ではどのような呼称になっているかが一目瞭然とわかるようになっている。更に1/2,500の都市計画図の1/2縮小によるものであるから、現在の耕地割がどのようなものであるかが判読できる。歴史的な史料の地名・坪名が別表(1)で示されていることはすでにのべたが、その時代は、寧楽遺文・平安遺文・鎌倉時代の19巻まで及びそれ以後の未刊の探訪史料、であるから、ほぼ弘安4年(1282)までのものは復原不可能なものを除いて地図・表の上に表わされていると考えてよい。しかし、この調査では調査はされながらこの中に取められなかったものもある。細部にわたる水系・灌漑用水路や大字の境界などで、諸種の事情によるとはいえ研究者には惜まれる。

これを改めて取上げられた項目に中心をあてて条里復原図をみると、①村落としての条里のもつ意義を考えるという点で、郡(坪をも含めて)・郷・里・庄園名が記入されれば、この方面の研究資料としてより一層の利用価値が上ったのではないかと考えられることである。郡界が古代・中世では現在と異なっていたことはすでに明らかにされているところであり、郷名については和名抄をはじめとして多くの文書に出てくるところであり、更に近時は大和の場合は数こそ少ないが、平城京をはじめとして藤原京・飛鳥京地からの木簡が出土して奈良時代前期の村落についての関心が高まってきている時だけに、上述の

収録を期待していたのは筆者だけではないであろう。

古図については狭義の田図に限定せず絵図・土帳にまで及ぶ22点が含まれていることは、古代条里制研究の便のみならず、広く中世の村落や社会構造を研究するための便を考えての事で、近時の歴史地理学の中世村落への関心から考えるならば時宜に適したもので、本書の価値を高くしている。収録の22点は主として西岡虎之助『日本荘園絵図集成』上・下(昭和51年・52年東京堂出版)に依拠しているが、同書所収の「大和国東真殿荘坪付図」が「東大寺領飛驒荘坪付図」であることを検証修正して収録しているなど、慎重な吟味がなされていることは敬服に値するものである。ただ、この種の絵図・地図類は、現物の写真版が写しの写真版かということになると余りにもむづかしく、現在では調査は至難に属することであることは周知のことである。本書にもこの点からみればいくつかの問題がみられることも事実である。筆者にはそのどちらが正しいかを判断する力をもち合わせていないが、管見のものをあげてみよう。

復原図No.7所収の京北班田図域の部分で添下郡京北二条二里丸部里の院池・新海池の東南の「井手町」について。これは大井重二郎氏の京北班田図の解説では「井手田」となっている。『日本荘園絵図集成』の長岡篤・荒木敏夫氏によると同班田図には系統を異にする二種類のものがあり、比較的記載内容について知ることができる大井重二郎氏の続日本紀研究6—10・11所載のものと同図説日本文化史大系(4)平安時代(上)』所収の写真版とは異なっていることが指摘されているが、『日本荘園絵図集成』の写真版においては大井氏同様「井手田」と判読できる。いずれが正しいかは筆者のよくするところではないが、このような場合その依拠する地図がいずれの系統の伝本であるのかを解説の項で入れていただければ、技術上の印刷ミスであるかどうかを利用する際に判断する時にも有難かった。

絵図記載の字の1/5,000 地図の記入について。

絵図の記載法は必ずしも北を上にした現在のルールと同じでないことは言をまたないことであるが、このために「同」という字が、どれをうけるのか現在の地図に記入した場合に明らかにし難いという嫌いがあるということである。例えば、「京北班田図」の「添下郡京北一条一里楯烈八坪」は大井重二郎氏のものによると東を上になっているので、「同田」

は九坪の郡田をうけていると思われる。しかし坪並からすれば、七ノ坪道祖田をうけるのであるから同田は道祖田とするという見解も生れてこよう。この点は出版社にこれ以上の負担をかけられないという事情があつての配慮とは思われるが、依拠した絵図を対照できるようにおさめるとか、注を付するとか、文字の方向を絵図通りにするとかの方法が考えられなかったであろうか。将来の議論の為に配慮がほしかった。

「京北班田図」添下郡京北一条一里楯烈二坪の「川崩」について。これは絵図集成の写真版にはどちらとも読むことができるが、大井重二郎氏のように川崩れではなからうか。

古地図・絵図類をすべて網羅することはほとんど不可能に近いといってよい。本書において対象として取上げた22点もこのような困難をおしてなされたものであることはいうまでもないが、なお、それでもいくつかの絵図類が収められていたならと思うのは筆者だけではないであろう。条里との関係や境域記入で技術的にむづかしきはあろうが、例えば、「西大寺秋篠寺境論絵図」や文明6年の「大和国池田庄と井殿荘境溝相論指図」などは将来に於て改訂の機会があれば取上げてよいのではなからうか。なお、その場合には東京大学史料編纂所が中心になって行っている現存荘園絵図の検討の成果が参考にならう。(東京大学史料編纂所報第16号, 昭和56年)

(4)

次に考察の前述の3つの点の中からいくつかの点について取上げてみたい。

(一) 擬制条里の問題では、通常使用されている一般的条里施行期以後の中世とか近世においてみられる条里類似の地割または呼称という考え方をとらず、条里地割と条里名称との関係からみると、条里は①地割を有する条里地帯でありながら条里名称の知られない所、②条里地割の存しないにもかかわらず条里名称の付されていた所との2つの場合があり、①の場合はたまたま失われた場合に考えられるものであると解し、②の場合を擬制条里と考えている。例として高市郡松前条の如く、大和盆地の中心部の条里(これを本書では基本条里と呼称している)の周辺部にある条里をあげている。従来はこのような条里は、条里の地割の施行のおくれたために地割の改変までなされなかったと理解されてきたのに対して、本書では「5世紀以来の半島渡来の文化人の居住

地として知られた所」で、白鳳期創建の松隈寺や呉原寺などの寺院の遺構が残されていることを理由に、在来の地割をそのまま残して、そこに条里の名称を付した所と考えている。これは条里の呼称を記録上残しながら地割が残っていない場合のこれまでの論議の延長上にあり、従来から提案者によってその都度命名されてきた。かつて筆者も二次条里という名称で呼び、その後主としてこの種の例が山間盆地や大きな盆地の周辺部の小扇状地面とか山麓において追跡され、ほぼ定着した感があった。例としてあげられたものは備後大田庄、播磨矢野庄、丹波大山庄などであった。そこへ本書では5世紀から白鳳期まで歴史的背景のある、いわば古田地域の非条里地割の地域で条里坪付のある場合の解釈を改めて問題として提起したわけである。従って、地割論としては従来の考え方も非条里の水田があったことは認め、必ずしも新しく開拓したとはいっていないので両者に大きな差異があるとは思われないので、問題は条里呼称の先後について、呼称様式の立場からの考察が必要となる。

(二)は条里施行期の問題である。本書はこれを検討するに際して2つの概念に区分している。1つは呼称論であり、今1つは地割論である。また、呼称に対しても2つに区分して考えている。1つは基本条里地区であり、他は特殊条里地区である。

大和国の条里は平城京を中心として京北・京東・京南の3つの条里地区に分れ、京南条里は平城京朱雀大路の南への延長線である下津道によって路東と路西とに分けられている。特殊条里区は、「地形的な関係で基本条里区とは関係の少ない地域に設けられ、また、その呼称法は条名に固有名を付けられたものを指す」(P.11)と定義づけている。しかし、具体例としては基本条里と区別する方法としてはやや鮮明さを欠くところがあるように思われる。例えば、添上郡条里の復原のところでは特殊条里として京南辺条里及び東山中の楊生郷条里区をあげているが、前者はあとのべるように、明らかに地形的関係で基本条里区に入れられないものではないわけで、この種のものを2つの概念のみを設定していつれかに区分するということはおかえて条里制の地割論においても、また呼称論においても、論点を不明確にするのではなからうか。

本書は基本条里の名称整備については「大和条里の名称は平城京を中心にして条里名と坪付が行なわ

れていることは基本条里・特殊条里を通じて考えられるところである」(P.35)として、大和条里の設定は和銅3年の平城遷都以降、下限は敷地の地割への整合性から東大寺の天平15年(743)までであるとし、弘福寺牒にみえる元平20年2月11日の広瀬郡の条里名称の初見は、その中で理解されるものとの立場をとっている。即ち、和銅~天平初年を最も可能性の高い時期と考えている。

地割論ではいくつかのグループ(単位)が考えられるとし、そのベースを延久2年(1070)の「興福寺雑役免坪付帳」にみえる下津道を中心にして分った大和国の郡の東西へのグループ分けである東諸郡(添上郡・山辺郡・城下郡・十市郡東郷・城上郡・宇陀郡の6郡)と西諸郡(添下郡・群群郡・城下郡西郷・十市郡西郷・広瀬郡・高市郡・葛下郡・忍海郡・葛上郡・宇智郡・吉野郡の11郡)におき、それに、地割型からみた地区の性格と下津道・平城京の建設をからませて考察を行っている。即ち、大和盆地の北部に於ては、添上郡の京東条里、添下郡の京南条里とは主に半折型が卓越しているが、これは平城京の建設以前にこの地に展開されていたと考えられる条里と共に同じグループに属する一連のものであったと推定している。これに対して盆地の南部に於ては添上郡の京南条里及びそれ以南の条里と共に長地型が卓越しており、これは低湿地であるという自然条件もさることながら条里地割の形成時期に先後があったと考えており、直接的な表現はとっていないが、添上郡京東条里と添下郡京南条里は、平城京建設以前にこの地区に施行されていた条里と共に連続していた「条里制の方格古地割」を、都城建設にもなって再編した結果別々の条里区を形成したというのであるから、添上郡京南条里より古いもので、半折型がそれに対応する地割型で、添上郡京南条里はその後に施行された条里であると考えているといえよう。

以南の条里については主として古道との関係で論が展開されている。いうまでもなく戦後の大和の歴史地理研究においては、古道の研究があらゆる面で研究を画的に推進させたといえる。その1つは古道と平城京・藤原京さらには飛鳥京など京都のプランとの関係からであり、今1つは条里の施行年代や施行単位・施行技術などとの関係からである。取上げられた古道も下津道・中津道・上津道のいわゆる南北道路と東西方向のいわゆる横大路或いは竜田道

などなどである。本書は条里との関係では、下津道以西について2つの横大路論を展開している。いうまでもなく横大路は河内の丹比道から大和盆地に入り、通説では藤原京の北辺に沿って東の方黒坂に至るもので、現在の県道大和高田富田林道となっているものである。これは下津道・中津道・上津道が南北の条里施行の基準線となったのに対して東西の基準線をなしたことは周知の事実である。本書ではこの他に、北部の、従来河内の大津道の延長部である竜田道と呼ばれていたものを「北の横大路」という呼称で呼び、平群郡条里と添上郡の京南条里とがこの道と直接関係することから、この古道もこの付近の条里地割の測量基線となったのではなかろうかとしている。本書ではこれに対して従来の横大路を南の横大路と呼んで区別している。この北の横大路の発見は卓見というべきであろう。竜田道、現在の国道25号線がかつて横大路と呼ばれていたであろうということは、本書の復原図№40の現在の地名においても「横大路」を見出すことができ、南の横大路もやはり「横大路」という地名を残していること（本書の復原図にはこの地名はないが、千田稔「古代大和国の郡家と交通路」図2にみることができる）を考えるならば呼称の妥当性も首肯されよう。もともと竜道とか竜田道という地名は条里地域にみられ、条里施行の基準線となったと考えられる場合が多く、截つ道、截つ田道のあて字ではないかと考えられるものである。

本書では南の横大路が条里施行の基準線となったとする根拠として、「金峯山免田田教注文」の「西廻り」・「東廻り」の用語が、馬見丘陵の南では条里の東西線が連続しているのに、西側と東側とは齟齬を生ずるために用いられたとし、これは馬見丘陵の南の横大路に基準線があった証拠であるとしている。また、条里地区としては、この南の横大路を中心として、広瀬・葛下・忍海・葛上郡が下津道より以西では含まれるとしている。これに対して、北の横大路についてはこれが基準線となったことの根拠を直接的には述べていない。また、北の横大路を中心とした条里区には平群郡の富雄川流域をあげ、額田部丘陵東辺の佐保川下流はどちらかといえば添上郡京南条里の条里府に含ませるべきものとしている。更に南の横大路に含まれる条里区と北のそれとの境界は大和川であると解している。また、下津道より東については添上郡京南条里と南隣の山辺郡の条里

の里の数え方が郡界と無関係であることを根拠として1つの条里区と考え、それ以南の城上・城下・十市郡がもう1つの条里区をなしていたと考えているが詳細な説明はなされていない。

本書には上述の如く2つの横大路が大和の条里地割の施行基準になったことを述べているが、両者の先後関係については一切なされていない。しかし、この問題を考えるために今1つの極めて特徴的な道を取上げることが有効なように思われる。平城京の南京極の南を東西に走るのがそれで、下津道の西では現在の県道矢田寺線、東では県道大和郡山上三橋線である。この道は中津道より西では添下郡京南2条の2分の1線（これを半切と呼ぶことにする）、東では添上郡京南1条の半切のところをつないで走っていることは注目すべきであろう。つまり、1町の路西と路东との差をもちながら、いづれも条里の里と同じように半切のところをつないでいるということである。これは下津道の西では南京極から数えれば丁度6町南に当る。南の横大路は条里の里の北辺より2町南を走るわけで、これは条里地割の施行の基準線にはなったが条里呼称の基準にはならなかったことを示している。また、藤原京の北京極と整合するということは、のちに述べるように、たとえ外京がこの線より北につけ加わるにしても、藤原京の内城の建設の条里地割の施行以降に行なわれたことを示している。

これより南の横大路の建設が最も古く、藤原京のできる以前で、かつ条里の呼称の整備以前であり、次いで北の横大路が、条里呼称の整備と同じ頃ででき、それより北の第3の道が最も新しく、条里呼称の整備以後間もない頃で、かつ平城京の建設以降ということになる。2つの横大路論もこのような前提で考えられねばならないのではなかろうか。

#### (5)

(三) 藤原京城とその条里的開拓については、これまで岸俊男説が通説となっていた。藤原京城は令制東西4里、南北6里の規模をもつというのであるが、1979年橿原市葛本町の奈良県警察宿舍建設に伴う建設用地が橿原考古学研究所の緊急発掘調査によって発見された、藤原京城外の地点における両側に側溝をもった東西方向幅約7m、南北方向の幅約6mの直交する道路遺構が側溝に奈良時代頃の遺物を伴って検出されたことを論拠として、従来考えられた京城を内城とし、横大路の北に更に3里延長して

9里の長さもち、東西を更に両側に2里ずつ広げた8里の幅をもった外京をもった、平城・平安京に匹敵する規模の藤原京城を想定するようになった。なお、この想定の詳細な説明は本書では省略されているが秋山日出雄「藤原京と飛鳥京の京城考」(地理、25-9, 1980)に発表されており、本書ではその根拠として、(1)令制4里、6里の内城域の東西限界たる中つ道・下つ道がそれぞれ十市郡東郷・高市郡西郷の里の起点をしていること、(東郷と西郷については前出)、(2)横大路以北での中つ道以東2里の線が十市郡と城上郡の郡界となり、下つ道以西2里の線が十市郡西郷と高市郡西郷の郡界となっていることをあげ、これらの事実は京城が和銅3年の平城遷都によって外京の地域から内城の地域へと漸次耕地化が進行する過程に対応するとしている。この発掘の事実はこれだけにとどまらず、戦後の藤原京のプランをめぐっての論議をふり出しにもどす契機となったといつてよい。というのは平安京・平城京にみられるプランのモデルを中国の唐の長安にもとめ、その傘下に藤原京もあるという前提に立った追求が見直され、従来の中国史書にみられる帝都のプランについての現実と理想という二元性を理想とだけ考えられてきた周礼や洛陽のプランについても考えようというように変ってきたからである。千田稔「歴史地理学における『復原』から意味論へ—藤原京を事例として—」(『地理の思想』, 1982, 地人書房)もその1つである。このような状況であるのでこの議論に入ることはさけることにしたい。

(6)

最後に本書で特殊条里と呼ばれている京南辺条里

についてふれておきたい。この地区の条里は朱雀大路一下津道の路西では添下郡の京南条里1条の起点が約3町平城京城内にはまり、1条の各里は南3町の半切となっているのに対して、路東では添上郡京南条里1条の起点は南京極より4町と約20間分を残してはじまっており、この南京極との間に当時の文書の記載例である京南辺条をはさんでいるわけである。この条里の呼称上及び地割上の添上郡京南条里との不整合性について本書では、藤原京の条坊が路東条里によって消されているから路東条里よりも古いものであり、従って、平城京の造営よりも古いものであると解している。また、遺存坪名から詳細な坪並の復原を行っている。即ち、下津道から東へ京南辺条1里については、添上郡京南条里と同じ千鳥の坪並で方6町の中、北4町と5町目の坪の20間分、同2里は同じ坪並であるが更に東3町の欠落した西半分の半切、同3里は北辺に沿って西から東へ11坪までを数え、千鳥式に折返して22坪に至り、以下同様にして20間の残り部分の坪は西南の45坪で終るように復原している。

この坪並は、2・3・4・5・8・9・15の遺存坪名及び10の桁の欠落したと考えられる16(6)・17(7)・18(西8 8ノ坪)の遺存坪名にもとづいておるので、北2町分については動かし難い坪並復原といえよう。ただ南の2町分と20間の残り地の坪並についてはわずかに「四十一」のみであるので明確さを欠くが、本書では「四十一」の地名の坪に39坪にあてているので再検討がありはしないであろうか。「四十一」を41坪と考えれば次の図1の如くに復原することができよう。本書の坪並との差異は東端に

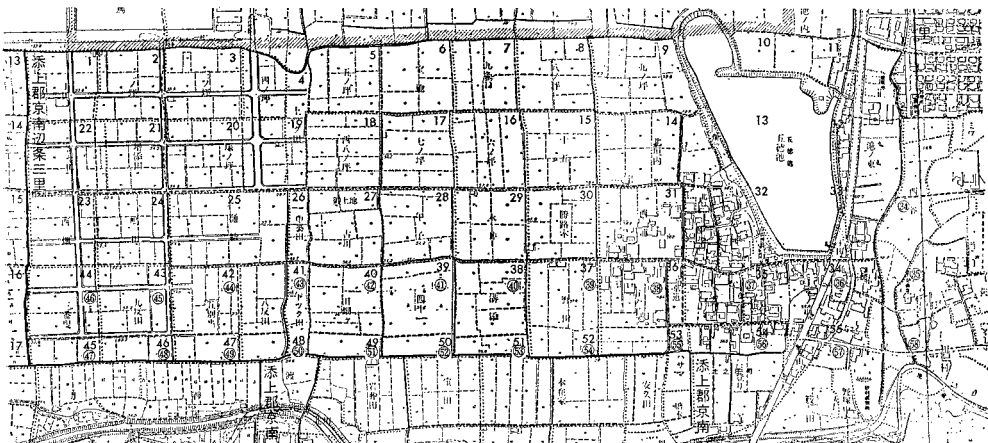


図1 添上郡京南辺条3里の坪並復原図

(注) ○の数字は高重案

おいて北の2町分よりもそれ以南が1町東にはみ出してくるところにある。しかし、これによって添上郡京東8条1里は西半分欠除の半切となり、かえってすっきりとしてくる。また、この地区の特徴は呼称と共に地割が添上郡京南条里と異ってやや西部は短いところにあり整合性を欠いているが、東に行くに従って間伸びをする傾向をもっている。しかも下津道に近いほど基本条里に近い形態をとっていることはその形成に時間的差異があつて東に行くに従つておくれ、統一的な条里呼称及び条里地割の施行がなされなかったことを示しているように考えられる。このように考えれば、この地区のみが大和盆地の、しかも平城京に直接しているところの、いわば中心都でみられるのであるから通常の開発がおくれたとは考えられず、恐らく平城京の京城として予定された、いわば建設予定地として一度耕地化された土地が放棄されたものが、周辺の条里に模して再び耕地として利用されるようになったことを示しているのではなからうか。その結果開拓の早い下津道に近いところは添上郡の京南条里と全く同じ様式に呼称上もなったものであろう。帝都建設予定地域としてのこの地区の性格は明らかではないが、右京の南京極の状況からすれば外京の予定地で、その代替地は実現化された左京に東隣する外京の東6条大路より以東の興福寺・元興寺・紀寺の置かれた地区即ち寺町地区とも呼ばれるべき地区で、ほぼ面積についても

相当するものである。その理由は寺町地府としては低湿地にすぎるといふことであつたらう。

(7)

本書によって大和の条里の復原がなされたことによって核心部についての条里制研究の総括が終つたといつてよい。今後は大和をピラミッドの頂点とする各地の条里制研究の総括がこれを契機として見直されてくるのではなからうか。その際に一つ提案したいことは歴史地理学における研究者の出身分野の多様性や対象地域の広大さによって、研究者によってその都度用語が用いられ、それが整理されずに集積されてきてはいないであらうか。用語の統一は最も適切なものが生き残る自然淘汰を待つのも1つの方法ではある。しかし、研究成果の整理が昭和57年以来奈良文化財研究所に本部をおく条里制研究会においてなされてきていることを考えれば、実りある議論にするためにも積極的に統一をはかる working group がつくられてもよいのではなからうか。

最後に本書の如き重厚な学術刊行物についての書評は筆者の能力をこえたものであり、未熟さから執筆各位には十分な意のあるところを伝え得ず、また、理解の充分でない点を悉意的に取出し論評を加え私見をのべるなど失礼なことを重ねたのではないかと危惧しているが、その点については御海容と厳しい御叱正をお願いしたい。(高重 進)